

広島市告示（南区）第 1 号
令和 8 年 2 月 2 4 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 4 条の 4 4 第 4 項の規定に基づき、区会計管理者の事務の一部を次のとおり委任したので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

1 委任を受けた区出納員

南区役所市民部保険年金課 課長補佐 横溝 秀和

2 委任した事務

- (1) 国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料並びに過料並びにこれらに係る延滞金及び滞納処分による収納金の収納
- (2) 国民健康保険療養給付費及び療養費の誤払過渡返還金及び納付金、未収納一部負担金並びに過料並びにこれらに係る延滞金及び滞納処分による収納金の収納
- (3) 国民健康保険料及び過料並びにこれらに係る延滞金及び滞納処分による収納金の過誤納金の支払
- (4) 国民健康保険療養給付費及び療養費の誤払過渡返還金及び納付金、未収納一部負担金並びに過料並びにこれらに係る延滞金及び滞納処分による収納金の過誤納金の支払
- (5) 第三者行為に係る損害賠償金の収納

3 委任年月日

令和 8 年 2 月 2 4 日